

あま市企業情報発信に関する募集要領

(目的)

第1条 この要領は、あま市内で生産された優れた製品・商品を「あま市企業情報発信」として市ホームページ等において情報を発信することにより、市内企業の製品・商品の認知度を高め、製品・商品の地産地消を図るとともに、地域産業の振興を図ることを目的とする。

(申請企業の要件)

第2条 あま市企業情報発信（以下「情報発信」という。）の対象となる企業は、次のとおりとする。

- (1) 市内に本社又は工場を有する製造企業
- (2) その他市長が認める製造企業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員等となっている企業
- (2) 法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する企業

(募集)

第3条 情報発信を行う企業の募集は、2年に1回とし、期間を定めて募集する。

2 情報発信にかかる料金は、無料とする。

(申請)

第4条 情報発信を希望する企業（以下「申請者」という。）は、あま市企業情報発信応募申込書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、採用の可否をしたときは、あま市企業情報発信決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(選定基準)

第5条 情報発信を行う企業の選定に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 本事業に賛同していること。
- (2) 最先端の技術、伝統の技、独自のノウハウや工夫により製品又は商品を生産していること。
- (3) その他市長が認めるもの

(調査等)

第6条 市長は申請者に対し、必要な場合は、資料の提出を求め、又は現地での調査を行うものとする。

(選定方法)

第7条 市長は、情報発信企業を選定するため「あま市企業情報発信選定委員会」を設置するものとする。

(禁止)

第8条 申請者は、申請にあたって、事実と異なった内容を報告する等の不誠実行為を行ってはならない。

(責任)

第9条 市長及び選定委員会は、本事業が第1条の目的のもとに行われることに鑑み、あま市企業情報発信事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(庶務)

第10条 あま市企業情報発信に関する庶務は、建設産業部商工観光課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。